

## R3. 2. 19 食品安全対策室

## 食品表示に関する相談対応について

平成 27 年 4 月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

## 【相談件数】

年度	合計	内訳			
		品質事項※1	衛生事項※2	保健事項※3	その他
R 2	465 (856)	(320)	(252)	(226)	(58)
R 1	1,281 (2,609)	(898)	(761)	(684)	(266)
H 3 0	866 (1,708)	(603)	(506)	(362)	(237)

注)・かっこ内は相談項目数  
・R2 は 12 月末現在

## ※1 品質事項（JAS法由来の事項）

名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

## ※2 衛生事項（食品衛生法由来の事項）

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルギー、遺伝子組換え食品など

## ※3 保健事項（健康増進法由来の事項）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の量及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など

食品表示法に基づく新しい表示の猶予期間が令和 2 年 3 月 31 日で終了したことに伴い、相談件数が減少している。

今後、新しい原料原産地表示制度の経過措置期間が令和 4 年 3 月 31 日までとなっていることから、原料原産地表示に関する相談の増加が見込まれる。